平成２２年（フ）第８０１９号
大阪府池田市栄町３番６―101号
債務者　阪中　邦茂
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０４８号
大阪府枚方市上島東町２番７号
債務者　岩古　英夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０６９号
大阪府大東市氷野３丁目６番３号
債務者　西村　信二
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７８号
大阪市住之江区南港中３丁目３番33―403号
債務者　萩原　　剛
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１１４号
大阪市生野区巽南２丁目４番６―602号
債務者　吉梅　織江
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２５５号
大阪府吹田市五月が丘南19番10―206号
債務者　金子　知穂
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７３号
大阪府八尾市東久宝寺１丁目５番48―406号
債務者　杉﨑　久美
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２８９号
大阪市西区京町堀１丁目14番28号　402
債務者　ＹＯＳＨＩＨＩＲＯ　ＫＯＮＯ　ＤＥＳＩＧＮこと　河野　芳寛
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３７２号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目17番20―106号
債務者　勝工務店こと　藤原　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８９号
大阪府枚方市渚元町３番２―22号
債務者　成田　武重
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０８号
大阪府門真市上島町２―15　シティライフ橋本403、住民票上の住所大阪府門真市大字三ツ島1018番地の48
債務者　畑中沙由里
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０９号
大阪市都島区都島南通２丁目１番４―814号
債務者　大淵　一郎
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４２７号
大阪市東淀川区井高野２丁目６番３―308号
債務者　岩下　健一
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３３号
大阪市西成区天下茶屋３丁目26―12　桃川ビル402号、住民票上の住所大阪市浪速区恵美須西３丁目15番５―402号
債務者　小多　繁幸
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７０号
大阪府箕面市小野原東５丁目６番G―201号
債務者　江戸野治夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９２号
大阪府門真市島頭１丁目５番11号
債務者　小山　恒夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５９５号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―311号
債務者　堀口　敏昭
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部